

令和 7 年 5 月 2 日開会

令和 7 年 5 月 2 日閉会

令和 7 年 三 宅 町 議 会 第 1 回 臨 時 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

令和 7 年 5 月 三宅町議会 第 1 回臨時会 会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (5月2日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	5
町長挨拶	5
開会の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
承認第 2 号～承認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
日程の追加	10
議長の辞職について	11
日程の追加	11
選挙第 2 号 議長の選挙	12
日程の追加	15
選挙第 3 号 副議長の選挙	15
日程の追加	17
選任第 2 号 三宅町議会常任委員会委員の選任	18
選任第 3 号 三宅町議会運営委員会委員の選任	18
各常任委員会、特別委員会、正副委員長報告	18
選挙第 4 号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙	19
選挙第 5 号 国保中央病院組合議会議員の選挙	20
選挙第 6 号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙	20

選挙第 7 号 奈良県広域消防組合議会議員の選挙	21
選挙第 8 号 奈良県広域水道企業団議会議員の選挙	22
監査委員の辞任について	23
同意第 3 号の上程、説明、採決	23
町長挨拶	24
閉会の宣告	25
署名議員	27

三宅町告示第 70 号

令和 7 年 5 月三宅町議会第 1 回臨時会を
次のとおり招集する

令和 7 年 4 月 18 日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 令和 7 年 5 月 2 日 金曜日
午 前 10 時 00 分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3 階 議会議場
1. 付議事件
 - (1) 令和 6 年度三宅町後期高齢者医療特別会計第 2 回補正予算の専決処分の承認について
 - (2) 令和 7 年度三宅町一般会計第 1 回補正予算の専決処分の承認について
 - (3) 三宅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
 - (4) 三宅町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

令和7年5月三宅町議会第1回臨時会

会期日程表

令和7年5月 2日金曜日 1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	5月2日金曜日	午前10時00分	臨時会開会

令和7年5月三宅町議会第1回臨時会

招集の日時 令和7年5月2日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅 本 睦 男	久 保 憲 史	川 鰭 実希子
瀬 角 清 司	松 本 健	渡 辺 哲 久
森 内 哲 也	辰 巳 光 則	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	吉 弘 拓 生
教 育 長	大 泉 志 保	総 務 部 長	森 本 典 秀
公共インフラ整備推進部長	岡 橋 正 識	住民生活部長	宮 内 秀 樹
健康子ども部長	植 村 恵 美	教育委員会事務局長	出 口 正
会 計 管 理 者	田 中 修 三		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	堀 川 佳 則	モニター室係	今 中 建 志
モニター室係	内 野 孝 彦		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

3 番 議 員	川 鰭 実希子	4 番 議 員	瀬 角 清 司
---------	---------	---------	---------

令和7年5月三宅町議会第1回臨時会

議 事 日 程

令和7年 5月 2日 金曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | | |
|---------|-------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 承認第2号 | 令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算の専決処
分の承認について |
| 日程第4 | 承認第3号 | 令和7年度三宅町一般会計第1回補正予算の専決処分の承認につい
て |
| 日程第5 | 承認第4号 | 三宅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第6 | 承認第5号 | 三宅町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専
決処分の承認について |
| 追加日程第1 | | 議長の辞職について |
| 追加日程第2 | 選挙第2号 | 議長の選挙 |
| 追加日程第3 | 選挙第3号 | 副議長の選挙 |
| 追加日程第4 | 選任第2号 | 三宅町議会常任委員会委員の選任 |
| 追加日程第5 | 選任第3号 | 三宅町議会運営委員会委員の選任 |
| 追加日程第6 | 選挙第4号 | 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙 |
| 追加日程第7 | 選挙第5号 | 国保中央病院組合議会議員の選挙 |
| 追加日程第8 | 選挙第6号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙 |
| 追加日程第9 | 選挙第7号 | 奈良県広域消防組合議会議員の選挙 |
| 追加日程第10 | 選挙第8号 | 奈良県広域水道企業団議会議員の選挙 |
| 追加日程第11 | 同意第3号 | 三宅町監査委員の選任について |

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

定刻の時刻となりましたので、始めたいと思います。

本日、令和7年5月三宅町議会第1回臨時議会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただき、ありがとうございます。

本日提出されております議案につきましては、令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算の専決処分の承認についてをはじめとする承認4件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められますよう議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、スマートフォン等をお持ちの方は、電源をお切りいただき、通話やSNS等のご利用はお控えいただきますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和7年5月三宅町議会第1回臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、年度初めに当たり、公私ご多忙の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のため、ご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、春の訪れとともに暖かい日差しを受け、新たな一步を踏み出す季節を迎えました。

先月は、小学校や幼稚園において、入学式や入園式が晴れやかに挙行され、多くの新入生・入園児たちは希望と夢を膨らませ、緊張しつつも元気な姿を見せてくれました。町といえども、子供たちの健やかな成長をしっかりと支えられるよう、教育行政の充実をさらに図ってまいりたいと考えております。

また、役場内におきましても、新年度に入り、住民サービスの向上と効率的で機能的な体制を確保するために組織しました新たな体制により、職員一丸となって、住民の皆様の多様なニーズに対応してまいりたいと考えております。

引き続き、本町の目指すべき将来像である「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン」の実現に向けて、各事業を着実に進めてまいり所存でございますので、議員皆様にはさらなるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

では、本臨時会に提出しております案件は、承認案件4件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重審議賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、令和7年5月三宅町議会第1回臨時会は成立しましたので、開会し、直ちに会議を開きます。

（午前10時02分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番議員、川鰭実希子君、4番議員、瀬角清司君の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

◎承認第2号～承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第3、承認第2号 令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算の専決処分の承認についてより日程第6、承認第5号 三宅町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

お諮りします。

日程第3、承認第2号 令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算の専決処分の承認についてより日程第6、承認第5号 三宅町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてまでの承認4件を一括上程したいと思います。これにご異議ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、一括上程したいと思います。

森田町長より、提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和7年5月三宅町議会第1回臨時会に提出をいたしました議案4件についてご説明申し上げます。

承認第2号 令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算の専決処分の承認については、令和6年度の後期高齢者医療保険料の収入増加に伴い、歳出において、それを財源とする後期高齢者医療広域連合への保険料負担金を増額補正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

歳入からご説明をいたします。

補正予算書の8、9ページをご覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料において、1 項、1 目特別徴収保険料にて、現年度分特別徴収保険料535万2,000円を増額、2 目普通徴収保険料にて、現年度分普通徴収保険料281万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金において、負担金817万1,000円を増額す

るものでございます。

以上のことから、本補正予算の規模は、第1回補正後の1億5,956万6,000円に歳入歳出それぞれ817万1,000円を増額し、予算総額1億6,773万7,000円とするものでございます。

続きまして、承認第3号 令和7年度三宅町一般会計第1回補正予算の専決処分の承認については、リーディングDXスクール事業及び高齢者带状疱疹予防接種事業の実施に伴い、緊急に予算措置を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年4月1日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

歳入からご説明をいたします。

補正予算書の8、9ページをご覧ください。

12款分担金及び負担金において、2項、3目衛生負担金にて、予防接種個人負担金51万6,000円を増額するものでございます。

同ページ、20款諸収入、6項、1目雑入にて、リーディングDXスクール受託事業者からの補助として、教育関係雑入60万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費において、高齢者带状疱疹予防接種を行うために必要な経費として、需用費、役務費、委託料を合わせ、計397万8,000円を増額するものでございます。

続いて、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費において、リーディングDX事業に要する経費として、報償費、旅費、需用費を合わせ、計60万2,000円を増額するものでございます。

最後に、14款予備費においては、本補正予算の財源を調整するため、346万4,000円を減額するものでございます。

以上のことから、本補正予算の規模は、当初予算額45億775万円に歳入歳出それぞれ111万6,000円を増額し、予算総額45億886万6,000円とするものでございます。

続きまして、承認第4号 三宅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日付で公布され、令和7年4月1日付の施行となることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日付にて専決処分を行いましたので、

同法同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

改正の内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれの改正、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率区分の改正、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備、地方税法の改正に伴う項ずれの反映、特定マンションの固定資産税の減額措置の申請に係る適用規定の新設を行うものでございます。

最後に、承認第5号 三宅町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、令和7年4月1日より行政組織機構が再編されたことに伴い、本条例第3条第2項に規定する部名が、まちづくり推進部から公共インフラ整備推進部に部名を変更する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

以上が、今臨時会に提出いたしました承認案件4件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

お諮りします。

日程第3、承認第2号 令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算の専決処分の承認についてより日程第6、承認第5号 三宅町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてまでの承認4件の総括質疑はありませんでしたので、質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第3、承認第2号 令和6年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算の専決処分の承認についてを採決します。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第4、承認第3号 令和7年度三宅町一般会計第1回補正予算の専決処分の承認についてを採決します。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第5、承認第4号 三宅町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第6、承認第5号 三宅町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

ここで、私は議長の辞職届を提出します。

この際、退席いたしますので、瀬角副議長、議長席に登壇願います。

(議長交代)

◎日程の追加

○副議長(瀬角清司君) ただいまから議長代行を務めさせていただきます。

ただいま、辰巳議長より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(瀬角清司君) 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1にすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、辰巳光則君の退場を求めます。

(辰巳議員退場)

◎議長の辞職について

○副議長(瀬角清司君) お諮りします。

辰巳光則君の議長の辞職願の朗読を省略し、議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(瀬角清司君) 異議なしと認めます。

よって、辰巳光則君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

議場に戻っていただきます。

(辰巳議員入場)

◎日程の追加

○副議長(瀬角清司君) ただいま議長が辞任されました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第2号として、地方自治法第103条の規定により議長の選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(瀬角清司君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第2号として、議長の選挙を行うことに決定いたしました。

◎選挙第2号 議長の選挙

○副議長（瀬角清司君） 追加日程第2、選挙第2号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法はいかがいたしますか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○副議長（瀬角清司君） ただいま投票の声が上がりましたので、選挙は投票で行いたいと思います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（瀬角清司君） これから議長の選挙を行うに当たり、立候補者の所信表明のため、発言を許可いたします。

なお、立候補者が複数の場合は、議席番号順に発言をお願いいたします。

どなたか立候補される方はございませんか。

（挙手する者あり）

○副議長（瀬角清司君） 池田議員。

所信表明の議席の番号順ですので、私も立候補いたしますので……4番、瀬角清司議員と9番、池田年夫議員。

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（瀬角清司君） 以上で立候補者の所信表明を終わります。

念のため申し上げます。ただいま実施いたしました議長立候補者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。立候補者の所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人を有しているものでございますので、ご承知をお願いいたします。

ただいまより、投票記載所、投票箱の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

準備は整いましたでしょうか。

そうしましたら、これより議員の所信表明といたします。

それでは、議席番号順ということになっておりますので、私、4番、瀬角清司から、所信表明のほうをいたしたいと思います。

それでは、改めまして、議席番号4番、瀬角清司が所信表明のご挨拶をさせていただきます

す。

まずは、このような所信表明の機会を設けていただいた議会の皆様には、誠に感謝を申し上げます。

私は４年間にわたり、副議長として議会運営に携わってまいりました。その経験を生かし、今、地方自治体が抱えておる社会問題にも取り組んでまいりたいと思っております。

三宅町議会におきましても、町議会議員の成り手不足の危機が潜んでいるように私は思います。実際、私の２期目は無投票でありました。なぜでしょうか。昔は多くの議員候補がおられたとお聞きしておりますが、どうしてでしょうか。

私は、ずばり、今の議会には魅力がないんだと思われれます。その要因は、報酬や年金の面など様々でございますが、一番は、議員としての仕事のやりがいを感じる機会が少なくなってきたからではないでしょうか。

我々議員は住民の代表です。時には議会から発信をしたり、時には住民のコミュニティに参加をしたり、より住民の皆様身近な議会運営を図ることで、やりがいを見つけることができるのではないのでしょうか。

住民目線で議会運営を行うことが魅力の発信につながり、議員の成り手不足解消にもつながると私は考えています。そして、様々な住民の皆様が三宅町の行政に関心を持っていただければ、我々三宅の地方自治体の活性化も可能だと考えております。

以上、今まで以上の地域に根を張った議会運営を目指すと宣言いたしまして、私の所信表明といたしたいと思います。

議員の皆様には、どうぞご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

そうしましたら、９番、池田年夫議員、よろしくお願いします。

○９番（池田年夫君）　９番議員、池田年夫でございます。

基本的には、今瀬角議員が述べられたことなんですけれども、それと同時に開かれた議会として、もっと住民に議会の動きがよく分かるようなことなんかについても発信し、住民に議会そのものが分かりやすく、そしてまた、住民から議員に対して、いろいろな注文や要望等があれば、すぐに実現できるようなことを議会として、行政と一緒に住民の願い実現のために頑張ってまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬角清司君）　ただいまの出席議員数は９人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番議員、梅本睦男君、2番議員、久保憲史君を指名いたします。

投票用紙をお配りします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○副議長(瀬角清司君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(発言する者なし)

○副議長(瀬角清司君) 配付漏れなしと認めます。

立会人の方は投票箱の点検をお願いいたします。

(投票箱点検)

○副議長(瀬角清司君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いします。

(投票)

○副議長(瀬角清司君) 投票漏れはございませんか。

(発言する者なし)

○副議長(瀬角清司君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1番議員、梅本睦男君、2番議員、久保憲史君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長(瀬角清司君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票数、零票です。有効投票のうち、瀬角清司君が7票、池田年夫君が2票。

以上、この選挙の法定得票数は3票です。

したがいまして、瀬角清司君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(瀬角清司君) ただいま議長に当選いたしました私、瀬角清司が議場にいますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

私、瀬角清司より、当選受託及び就任挨拶をさせていただきます。

改めまして、議員の皆さん、慎重に審議、選挙していただき、誠にありがとうございます。

辰巳議長におかれましては、長きにわたり議長として議会運営に携わっていただきまして、誠に感謝を申し上げます。

私自身、まだまだ微力ではございますが、これからは三宅町議会議長という重責を精いっぱい果たすよう努めてまいりますので、議員の皆さん並びに職員の皆様には、議会運営に協力していただきますようご鞭撻をお願いいたしまして、議長就任の挨拶と代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩いたしたいと思います。

(午前10時33分)

○議長（瀬角清司君） ただいまより再開いたします。

(午前10時34分)

◎日程の追加

○議長（瀬角清司君） 私が議長に就任いたしましたため、副議長の職を失いました。

よって、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3、選挙第3号として、地方自治法第103条の規定により副議長の選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬角清司君） ご異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3、選挙第3号 副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

◎選挙第3号 副議長の選挙

○議長（瀬角清司君） 追加日程第3、選挙第3号 副議長の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。

選挙の方法はいかがいたしましょうか。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬角清司君） ただいま投票の声がありましたので、選挙は投票で行いたいと思います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（瀬角清司君） ただいまの出席議員数は9人です。

よって、次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番議員、川鰭実希子君、5番議員、松本健君を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

（投票用紙配付）

○議長（瀬角清司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 配付漏れなしと認めます。

立会人の方は投票箱の点検をお願いいたします。

（投票箱点検）

○議長（瀬角清司君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いいたします。

（「立候補」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 立候補者。

暫時休憩いたします。

（午前10時37分）

○議長（瀬角清司君） 休憩を解きます。

（午前10時38分）

○議長（瀬角清司君） そうしましたら、立候補者の所信表明をお願いいたします。

立候補される方。

7番議員、森内哲也君。

ほか、ございませんか。

お一人の場合、選挙となりませんので、そのまま森内哲也君を副議長に選任していただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬角清司君) そうしましたら、ちょっと休憩をお願いします。

(午前10時39分)

○議長(瀬角清司君) 休憩を解きます。

(午前10時39分)

○議長(瀬角清司君) 議場の出入口を開いてください。

(議場開鎖)

○議長(瀬角清司君) ただいま副議長に当選されました森内哲也君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

森内哲也君より、当選受諾及び就任挨拶があります。よろしくお願いをいたします。

○副議長(森内哲也君) 初めましてじゃございません、森内です。よろしくお願いします。

新体制、新議長に瀬角さんがなられましたので、瀬角さんを支えながら、議会のチームとして、皆さん、よいところ、悪いところ、当然いろいろあるんですけれども、いいところを集めてチームとして、三宅町、我々の町のために協力できるようなことで、できたらなと思っていますので、ご協力のほうよろしくお願い、理事者の皆さんも丁々発止で、いろいろと論争もあるかと思いますが、三宅をよくしたいということで、ご協力いただけるように、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長(瀬角清司君) そうしたら、ここで暫時休憩を行いたいと思います。

(午前10時41分)

○議長(瀬角清司君) ただいまより再開をいたします。

(午前10時57分)

◎日程の追加

○議長(瀬角清司君) お諮りします。

本日の議事日程に、選任2件、選挙5件、同意1件を上程したいと思います。これに異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬角清司君) 異議なしと認めます。

よって、選任2件、選挙5件、同意1件を日程に追加することに決定いたしました。

◎選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任

○議長(瀬角清司君) 追加日程第4、選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りいたします。

各常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬角清司君) 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員の選任については、配付いたしました議案のとおり選任することに決定をいたしました。

◎選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任

○議長(瀬角清司君) 追加日程第5、選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任についてを議題とし、お諮りをいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長により指名をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬角清司君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員に梅本睦男君、久保憲史君、川鰭実希子君、松本健君、渡辺哲久君、森内哲也君、辰巳光則君、池田年夫君を選任いたします。

◎各常任委員会、特別委員会、正副委員長報告

○議長(瀬角清司君) 休憩中に各委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選がなされましたので、報告いたします。

総務建設委員会委員長、梅本睦男君、副委員長に渡辺哲久君。

福祉文教委員会委員長、久保憲史君、副委員長に川鰭実希子君。

議会運営委員会委員長に池田年夫君、副委員長に松本健君。

以上、報告をいたします。

◎選挙第4号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙

○議長（瀬角清司君） 追加日程第6、選挙第4号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定をいたしました。

式下中学校組合議会議員に久保憲史君、川鰭実希子君、森内哲也君、私、瀬角清司を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました久保憲史君、川鰭実希子君、森内哲也君、私、瀬角清司を式下中学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました久保憲史君、川鰭実希子君、森内哲也君、私、瀬角清司が式下中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました久保憲史君、川鰭実希子君、森内哲也君、私、瀬角清司が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第5号 国保中央病院組合議会議員の選挙

○議長（瀬角清司君） 追加日程第7、選挙第5号 国保中央病院組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定をいたしました。

国保中央病院組合議会議員に森内哲也君と私、瀬角清司を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました森内哲也君と私、瀬角清司を国保中央病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました森内哲也君と私、瀬角清司が国保中央病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました森内哲也君と私、瀬角清司が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎選挙第6号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙

○議長（瀬角清司君） 追加日程第8、選挙第6号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬角清司君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬角清司君) 異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定をいたしました。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に川鰭実希子君を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました川鰭実希子君を山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬角清司君) 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました川鰭実希子君が山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました川鰭実希子君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎選挙第7号 奈良県広域消防組合議会議員の選挙

○議長(瀬角清司君) 追加日程第9、選挙第7号 奈良県広域消防組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬角清司君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選にすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定をいたしました。

奈良県広域消防組合議会議員に辰巳光則君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました辰巳光則君を奈良県広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました辰巳光則君が奈良県広域消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました辰巳光則君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎選挙第8号 奈良県広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（瀬角清司君） 追加日程第10、選挙第8号 奈良県広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬角清司君) 異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定をいたしました。

奈良県広域水道企業団議会議員に松本健君を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました松本健君を奈良県広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬角清司君) 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました松本健君が奈良県広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました松本健君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎監査委員の辞任について

○議長(瀬角清司君) 議会選出監査委員、久保憲史君より、監査委員の辞任届が提出されております。

監査委員の辞任について、お諮りをいたします。

地方自治法第117条の規定により、久保憲史君の退場を求めます。

(久保議員退場)

○議長(瀬角清司君) 監査委員、久保憲史君の監査委員の辞任届の朗読を省略いたしまして、監査委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬角清司君) 異議なしと認めます。

よって、久保憲史君の監査委員辞任を許可することに決定をいたしました。

議場に帰っていただきます。

(久保議員入場)

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長(瀬角清司君) 追加日程第11、同意第3号 三宅町監査委員の選任についてを議題と

し、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第3号 三宅町監査委員の選任については、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員のうちから1名の監査委員を選任すべく、議会の同意を求めるものでございます。

選任する者は、辰巳光則氏、新任でございます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬角清司君） ただいま町長の説明が終わりましたので、本件の同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎町長挨拶

○議長（瀬角清司君） 以上で、今期臨時議会に提出されました案件は全て議了いたしました。閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることにいたします。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和7年5月三宅町議会第1回臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、承認4件、同意1件の重要案件について、慎重審議いただき、全議案ご承認を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、本日ここに新たな議会組織が発足いたしましたこと、心からお喜び申し上げます。

改めまして、瀬角議長をはじめとする議員の皆様には、町の発展とさらなる町民生活の向上により一層のご尽力とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりましたが、日ごと暖かくなり、春の訪れを一層感じ取れる季節となりました。

議員皆様におかれましては、健康にご留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、より一層のご支援とご協力を賜りますことをお願い申し上げ、令和7年5月第1回臨時会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（瀬角清司君） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（瀬角清司君） 以上で、令和7年5月三宅町議会第1回臨時会を閉会いたしたいと思います。

議員各位におかれましては、慎重なる審議をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

閉会いたします。

（午前11時12分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

前 議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員